

## 社会福祉法人芦山会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人芦山会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定める。

### (役員等報酬)

第2条 当法人の役員等が理事会等に出席した場合の報酬は、次の通り支給する。  
ただし、管理者等の法人職員が役員等の場合は支給しない。

#### (1) 理事会及び評議員会に出席した場合

日 額	10, 000円
-----	----------

#### (2) 監事が、監査を実施した場合

日 額	10, 000円
-----	----------

### (費用弁償)

第3条 役員が、職務のため出張したときは、当法人旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

### (改廃)

第4条 本規定は、評議員の議決を経て、改廃することができる。

### 附則

1 この規程は、平成29年6月23日から施行する。

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。